令和2年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

		頁
第1	活動の基本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3	優良な運転者の養成及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第4	交通安全対策に関する調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 5	交通安全活動推進センター事業の積極的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第6	委託事業の適正な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 7	交通安全功労者及び優良運転者等の表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第8	運転免許証関係申請(届出)者のための事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第 9	交通安全協会の活動基盤の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第10	地区交通安全協会等への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・	9

資料 令和2年交通安全運動の実施計画

令和2年度交通安全事業計画

第1 活動の基本

昨年における当協会の活動は、北海道、北海道警察、北海道交通安全協会等で構成する「交通安全対策七者連絡会議」をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって交通事故の減少に向け、北海道が策定した推進方針や各地域における交通安全活動計画などに基づき、交通安全運動の重点を軸とした通年運動、4期40日の期別運動及び交通安全の日の運動等を展開した。

特に、高齢者の交通事故防止を最重点に「光って安全!無事故3万人キャンペーン2019」や「2019反射材フェア」を通じて夜光反射材の普及促進を図るとともに、高齢運転者の技能の自覚と安全意識を高めることを目的に「第2回交通安全シニアパークゴルフ大会」や「第3回交通安全生き生きシニアドライバーズ競技大会」を開催し、積極的に広報啓発活動を実施した。

また、飲酒運転根絶に向け「飲酒運転根絶啓発チラシ・マスクセット」を作成・配布して飲酒運転根絶キャンペーンを推進したほか、自転車利用者に対し、自転車安全利用五則の実践を促す啓発指導、更にはラジオ放送局による「交通安全ラジオスポット放送」、札幌駅前通地下歩行空間の「壁面広告」などを活用し、道民に対する交通安全思想の向上に向けた交通安全活動を戦略的かつ積極的に実施した。

その結果、昨年の交通事故による死者数は、前年より11人多い152人と、平成27年以来、死者数が4年ぶりに増加したものの、発生件数及び負傷者数は減少するなど、道民の悲願である「交通事故のない安全で安心な北海道」の実現に向け一定の成果を挙げた。

しかしながら、高齢者の死者数が前年より4人多い83人と、全体の54.6%を占めたほか、高齢運転者が第一当事者となる死者数も前年より7人多い44人を数え、依然として高齢者に係る重大交通事故が多数を占める状況にあることから、高齢歩行者の被害防止を目的に「光って安全!3万人キャンペーン」を開催して夜光反射材の更なる普及促進等に努め、また高齢運転者対策として「交通安全生き生きシニアドライバーズ競技大会」や「交通安全シニアパークゴルフ大会」を開催し、併せて飲酒運転の根絶などを道民に広く呼びかける「交通安全ラジオスポット放送」のほか、札幌駅前通地下歩行空間「壁面広告」等を効果的に活用した諸対策を強化・推進していくこととしている。

本年も北海道、北海道警察をはじめ関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、 各方面・各地区交通安全協会等と相互に協力しながら、更なる交通事故犠牲者の減少 を目指し、「交通事故のない安全で安心な北海道」の実現を活動の基本とする。 こうした現状を踏まえ、令和2年の重点目標を、昨年に引き続いて 「**交通死亡事故の抑止**」

と定め、この重点目標達成のため、年間スローガンを

「ストップ・ザ・交通事故 ~ めざせ 安全で安心な北海道 ~ |

と掲げ

- 子供と高齢者の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- 〇 スピードダウン
- シートベルトの全席着用
- 〇 居眠り運転の防止
- 〇 自転車の安全利用
- 〇 安全意識の向上
- の7項目を活動重点とし、令和2年度は、これを軸に当協会の設立目的達成のため
 - 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進
 - 優良な運転者の養成及び訓練
 - 交通安全対策に関する調査研究
 - 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進
 - 委託事業の適正な実施
 - 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
 - 運転免許証関係申請(届出)者のための事業
 - 交通安全協会の活動基盤の強化
 - 地区交通安全協会等への支援
- の9項目の事業を効果的に推進する。

第2 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進

1 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開

交通安全対策七者連絡会議(北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市、(公社) 北海道交通安全推進委員会、(一財)北海道交通安全協会、(一社)北海道安全運転管 理者協会)をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携し、世代や職種等に応じた運動 内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため「人優先」 の交通安全思想に基づいた、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

2 地域に根ざした交通安全活動の推進

(1) 交通安全運動に関する広報啓発活動

4期40日の期別運動、交通安全の日等の運動(飲酒運転根絶の日、交通事故死ゼロを目指す日、道民交通安全の日、自転車安全日、その他の交通安全の日)及び特別対策において、のぼり旗・安全旗などを掲出するほか、交通安全ラジオスポット放送や札幌駅前通地下歩行空間「壁面広告」など、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 交通安全計画への参画、支援

市町村の交通情勢に即した交通事故の抑止目標や交通安全計画の策定に積極的に 参画し、地域住民の交通安全意識の向上と交通安全運動の活性化を支援する。

- (3) 関係機関・団体等が行う交通安全活動に対する支援 関係機関・団体等が行う「期別運動」、「夜光反射材の普及」、「飲酒運転根絶の日」、 「自転車安全日(毎月第1及び第3金曜日)」等の交通安全活動を支援する。
- (4) 企業等が実施する交通安全活動への支援
 - ア 期別運動、交通安全の日等の際に、企業や事業所等が実施する「シートベルト の全席着用街頭啓発」、「一斉パトライト作戦」などの安全活動が効果的に展開さ れるよう交通安全のぼり旗等の啓発資器材を支援する。
 - イ 当協会の賛助会員である企業・団体等からの「交通安全講話」の要請に対し、 可能な限り実施する。
- (5) 民間の自主的な組織活動への支援

「安全・安心な地域社会」を実現するため、「交通安全は最も身近で重要なもの」 との意識を高め、地域住民が自主的に参加・活動できる気運となるよう、当協会が 所有する各種啓発資器材を充実させ、各種資料と併せ供与等の支援と働きかけを行う。

(6) 「チャレンジ・セーフティラリー北海道」への参加促進

関係機関・団体等と連携して、地域・職域等のチームのほか、高齢者、個人、グループなど、広範な参加者を積極的に募って「チャレンジ・セーフティラリー北海道2020」への参加を促し、安全意識の向上と安全運転の励行を図る。

3 高齢者の事故防止等年齢層に応じた対策の推進

(1) 高齢者の事故防止対策

ア 交通安全シニアパークゴルフ大会の実施(7月)

高齢者(65歳以上)100人規模の「第3回交通安全シニアパークゴルフ大会」を江 別市角山のパークゴルフ場において開催し、パークゴルフのほか、交通安全講話、 俊敏性測定器の活用等を通じて、参加者自身の認知・判断・行動機能の自覚を促 すなど、スポーツとタイアップさせた交通安全活動を実施する。

イ 反射材着用キャンペーンの実施(8月~12月)

反射材の普及及び活用の促進を図るため、北海道警察と共催実施の「光って安全!無事故3万人キャンペーン2020」を通じてオリジナル反射材の普及を図るとともに、無事故達成者の中から「無事故チャレンジ賞」として抽選で150名を賞揚する。

ウ 交通安全生き生きシニアドライバーズ競技大会の実施(9月)

高齢運転者に係る重大交通事故の多発に伴い、高齢運転者の注意力や判断力の 自覚を促す「第4回交通安全生き生きシニアドライバーズ競技大会」を北海道警 察と共催で当協会自動車学園において実施する。

エ 高齢者宅訪問指導活動等に対する支援と広報啓発

「地域に密着した交通安全活動」を強化するため、北海道警察等による高齢者 宅の訪問指導、地域交通安全活動推進委員等による違法駐車防止や自転車の正し い乗り方指導などの活動を積極的に支援するほか、その活動状況を機関誌等に掲載し広報啓発する。

オ 体験・実践型教育の推進

高齢者の道路横断時等における危険感覚を向上させるため、北海道警察と連携して歩行者教育システム、自転車シミュレーターに加え、身体的機能の衰えを認識させる俊敏・正確性測定器「クイックアーム」、「クイックキャッチ」及び「クイックステップ」を活用した体験・実践型教育を推進する。

(2) 子供の事故防止対策

ア 交通安全教育活動等への支援

北海道警察、関係機関・団体、学校関係者等と連携し、園児・小学生を対象に した自転車青空教室やダミー人形による交通事故疑似体験会の開催、通学路周辺 における警報器付横断指導旗の提供による街頭指導活動への支援を推進する。

イ 参加・体験型交通安全活動の推進

道路利用時の危険性等が疑似体験できる歩行者教育システムや自転車シミュレーターの活用、交通ルール・マナーと道路標識等に関する問題をタッチパネルで体験学習する交通安全クイズ「タッチくん」、交通マナーや瞬時判断力等を測定する「クイックフィンガー」など、体験型の各種交通安全教育資器材を活用した安全活動を推進する。

4 飲酒運転根絶活動の推進

(1) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進

北海道、北海道警察、関係機関・団体等との連携のもと、飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為の根絶に向け、飲食店、酒類販売店等への訪問活動によるハンドルキーパー運動の推奨と協力要請のほか、歓楽街での街頭啓発を通じて飲酒運転根絶のぼり旗の活用や啓発チラシ等の配布など、飲酒運転根絶に向けたキャンペーンを強力に推進する。

(2) 飲酒運転に対する危険性・悪質性の周知徹底

飲酒運転体験ゴーグルの貸し出しによる類似体験や、飲酒運転で家族を失った交通事故被害者遺族の体験を綴った手記集「癒やされぬ輪禍パートⅢ」の普及等を通じ、飲酒運転の危険性と悪質性を広く周知する。

5 スピードダウンの推進

交通安全講話等において、高速走行の危険性等を周知する啓発用DVDの放映、スピードに起因する重大事故のポスター展示及び各種資料の配布などを通じてスピードダウンの啓発活動を推進する。

6 シートベルト全席着用の促進

昨年の自動車乗車中の死者77人中、シートベルト非着用者は28人(36.4%)で、このうち運転中14人、同乗中6人の20人(71.4%)がシートベルトを着用していれば助かった可能性が高いことから、シートベルト着用の徹底を図るため、広報媒体を有効活用するほか、シートベルト全席着用啓発ヘッドレストプレート及び啓発チラシを作製・配布するなど、関係機関・団体等と連携した各種活動を積極的に促進する。

7 居眠り運転防止活動の推進

居眠り運転や覚低走行による正面衝突事故、車両単独事故を防止するため、北海道、 北海道警察、関係機関・団体等と連携し、長距離運転における休憩の呼びかけのほか、 当協会北海道活動推進センター発行の「セーフティドライブマップ北海道」に

- 居眠り運転が原因と思われる交通死亡事故地点及びアンケート調査結果による 居眠り運転事故を起こしそうになった(起こした)地点
- 道の駅、コンビニエンスストアの休憩場所

等を表記して周知するなど、居眠り運転防止活動を推進する。

8 自転車利用者に対する各種活動の推進

(1) 自転車安全利用の周知・徹底

自転車利用者の危険・迷惑行為や交通事故が依然として発生していることから、全ての人に自転車は「車両」であることの周知を図るほか、自転車シミュレーターや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた安全教室や広報啓発活動を進推する。

(2) 自転車安全教育指導員研修会の開催(6月)

自転車安全教育を行う各地域の指導者を育成する研修会を札幌と各方面において 隔年で開催しており、昨年は札幌であったことから、本年は旭川で開催する。

(3) 子供自転車大会を通じた自転車安全教育の推進(7月)

自転車の安全な乗り方、ルール・マナーの向上と自転車事故の防止を図るため、 正しい自転車の乗り方を実践する少年を育成する参加・体験・実践型の子供自転車 大会を開催する。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入促進

自転車事故の年齢層は、責任無能力者を含む未成年者が多い傾向になっているほか、高額な賠償事故も発生していることから、自転車利用者を対象に街頭啓発等を通じて、全日本交通安全協会が提供する「サイクル安心保険」や傷害補償に対応した自転車安全整備制度(TSマーク制度)の加入を促進する。

9 安全意識向上の推進

(1) 反射材着用の促進

関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて夜間等における歩行者の交通事 故防止対策に有効な反射材の着用促進に向けた広報啓発活動を推進する。

(2) デイ・ライト運動の推進

昼間の交通事故防止を目的に昼間の点灯を呼びかけるデイ・ライト運動を関係機関・団体と連携して広報啓発活動を推進する。

第3 優良な運転者の養成及び訓練

- 1 自動車学園における運転者教育の推進
 - (1) 安全・安心な交通社会を実現するための運転者の養成
 - ア 総合的、体系的な初心運転者教習の実施

新規運転免許取得教習生に対しては、「しっかり止まって・はっきり確認」を教習のモットーに掲げ、安全で安心な車社会を実現するため、総合的かつ体系的な初心運転者教習を行う。

イ 地域における交通安全教育センターとしての役割の推進

地域における交通安全教育センターとしての役割を担い、所轄警察署、自治体、 関係機関・団体、地区交通安全協会等と連携の上、自動車学園開放等の公益的事業を積極的に展開し、専門的な知識技能を活かした実践的な教育・訓練を実施する。

ウ 冬道安全運転講習会の実施

降雪の無い時期に教習を受けた卒業生及び企業・一般の受講希望者を対象に、 冬型交通事故の防止を図るため、厳冬期の1月下旬、一部を凍結させた教習コースなどを造り、冬道安全走行の実技指導を行う。

エ 既得運転免許所持者に対する講習

公安委員会の「既得運転免許取得者認定教育機関」及び「取消処分者指定講習機関」として、運転免許取得者又は運転免許再取得希望者に対し、実践的な交通安全教育(講習)を行い、真に交通事故防止に寄与できる運転者教育を実施する。

(2) 若年運転者教育の推進

ア 若年者特別講座等の充実

25歳未満の若年教習生を対象とした「若年者特別講座」の充実を図り、若年運転者が犯しやすい危険行動やスピードの危険性等を理解させる教育を推進する。

イ 卒業生に対する継続指導

過去1年以内の卒業生に対し、Eメール、電話、書簡等による交通事故防止の 呼びかけを行うとともに、自動車学園を開放しての安全運転講習会への招致など、 積極的な継続指導を行う。

(3) 高齢運転者教育の推進

70歳以上の高齢運転者が受講する高齢者講習専用の「交通安全教育センター」に おいて、受講待ち期間の短縮と効果的な講習による高齢運転者の交通事故防止を推 進する。

2 運転者支援局における効果的な運転者教育の推進

(1) 受講対象者区分に応じた運転者教育の推進

交通安全教育指針を活用した運転者教育を図るため、交通安全教育を効果的かつ 適切に行えるよう、「交通安全教育指針」を指導員等に徹底するとともに、各種講習 会等における受講対象区分に応じた段階的、体系的な運転者教育を推進する。

(2) 法定講習内容の充実

違反者講習、停止処分者講習、更新時講習等の法定講習は、所定のカリキュラムに基づくほか、本道で発生の身近な事故事例を活用し、事故実態を踏まえた講習を推進する。

また、札幌運転免許試験場における高齢者講習を充実させ、免許更新者の受講待ち期間の短縮を図るなど、迅速・的確な高齢者講習を推進する。

3 安全運転技能講習等の実施

(1) 二輪車安全運転講習会の実施(4月~9月)

毎月1回、札幌運転免許試験場において、リターンライダー等の二輪愛好者を対象者に、北海道二輪車安全運転推進委員会の資格認定を受けた特別指導員による二輪車安全運転講習会を実施する。

- (2) 二輪車安全運転北海道大会の実施(6月)
 - 二輪運転者の安全意識の高揚と技能の向上を目的に札幌運転免許試験場において、 「第53回二輪車安全運転北海道大会」を実施する。
- (3) 四輪車安全運転技能講習会の支援

全日本交通安全協会、日本自動車連盟(JAF)及び日本自動車工業会との三者 共催で実施の「セーフティトレーニング」及び「シニアドライバーズスクール」を 後援団体として支援する。

第4 交通安全対策に関する調査研究

1 北海道警察との連携による交通情報の活用

北海道警察との連携により道内の交通事故発生状況等の交通情報を活用し、交通ミニ統計等の冊子を作成して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体等に配布するなど、交通事故防止に活用する。

2 外部機関・団体の実施する研修会等への参加

内閣府、全日本交通安全協会、日本自動車連盟等が主催する研修会・講演会などに 参加し、交通安全教育、交通事故防止手法の習得に努めて職員の能力向上を図り、交 通安全教育活動に反映させる。

第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会北海道交通安全活動推進センターは、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から指定されているため、同法に規定されている広報、啓発等の事業を適正に実施する。

1 交通事故防止関連書籍、資料の作成事業

交通事故被害者遺族等の手記集及び交通規制と道路情報等を網羅した道路地図等の 出版、交通安全に関する資料・チラシ等を作成配布する事業を行う。

2 交通規制等の広報代行事業

道路を使用する競技・イベント主催者等の依頼により、道路使用許可・交通規制チラシを作成するとともに、ダイレクトメール方式等により広報代行業務を行う。

3 道路使用許可の調査事業

北海道警察の委託を受け、札幌市内及び旭川市内の道路使用許可に関する道路交通状況の実態調査業務を行う。

4 交通事故相談事業

交通事故加害者、交通事故被害者、遺族等の相談に積極的に応ずるとともに、迅速、 的確な相談に応じるため相談員を研修に参加させ、その資質と知識の向上に努めるな ど相談業務についての活動を行う。

第6 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に処理する。

- ① 自動車保管場所調查業務
- ② 自動車保管場所データ入力業務
- ③ 更新時講習等業務
- ④ 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務
- ⑤ 原付講習業務
- ⑥ 地域交通安全活動推進委員講習等業務
- ⑦ 道路使用許可調查業務

上記業務のうち、道路使用許可調査業務以外は、全て一般競争入札となっている。

第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会長等表彰

北海道警察及び方面・地区交通安全協会と連絡を密にし、全日本交通安全協会長と 警察庁長官が授与する交通栄誉章(緑十字金章、緑十字銀章、緑十字銅章)、優良団体 等について真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会長の連名で表彰するほか、各方面及び札幌方面地区交通安全協会からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会、優良学校、優良団体等を表彰する。

なお、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者(団体)に対しては 感謝状を贈呈する。

第8 運転免許証関係申請(届出)者のための事業

1 運転免許申請写真の撮影

免許証の再交付、特別新規申請(有効期限切れ)、国外免許申請者の利便を図るため、 札幌運転免許試験場等に設置の写真撮影コーナーにおいて、迅速な写真撮影事業を 行う。

2 運転免許証の郵送

更新免許証及び国外免許証の申請者からの依頼に基づき、運転免許証を送達する業務については、安全確実な送達手段を利用し適正に行う。

第9 交通安全協会の活動基盤の強化

交通安全活動の中核組織たる交通安全協会の存在意義と活動実態等を機関誌やホームページに掲載するとともに、広報資料の作成・配布、マスコミへの素材提供等、積極的な広報活動を行い活動基盤を強化する。

第10 地区交通安全協会等への支援

- 1 地区交通安全協会等の交通安全活動への支援
 - (1) 交通安全活動に対する支援

地区交通安全協会等が行う交通安全活動に対し、交通安全資料や交通安全情報の 提供、啓発資器材の支援及び斡旋並びに交通安全活動への助成等を行う。

(2) 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

地区交通安全協会への入会促進を図るために導入した「交通安全協会協力店割引制度」に協賛する企業・事業所の更なる拡大を促進するため、ホームページやセーフティドライブマップに協力店を登載宣伝するほか、機関誌、ホームページ、各種イベント等、あらゆる機会を捉えて積極的に入会促進活動を展開する。

(3) 運転免許試験場のサービスコーナーにおける入会促進広報

サービスコーナー窓口に入会案内のチラシ等を備え付けるほか、入会促進に向けた声掛けを行うなど、来場者に好感の持たれる親切な窓口対応に努めながら入会勧誘を行う。

(4) 入会者に対する会員意識の醸成

個別番号付の会員証や運転に役立つセーフティドライブマップ等を提供するほか、 無事故・無違反に対する各種表彰の広報、会員からの交通に関する照会・電話相談 に応じるなど、入会者の会員意識の醸成に努める。

2 交通事故等に係る被害者への支援

(1) 交通事故被害者の会への支援

被害者相互支援及び交通事故被害者等として体験した交通事故の悲惨さを広く世論に訴え、新たな被害者を生み出さない社会を構築し、交通事故防止に寄与することを目的として設立している「北海道交通事故被害者の会」の活動の支援を行う。

(2) 交通に関する困りごと相談、交通事故相談業務などの適正な推進 交通に関する困りごと、悩みごと及び交通事故に係る相談業務等を的確に行う。

- ◎ 運動の目的道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。◎ 年間スローガンストップ・ザ・交通事故 ~ めざせ 安全で安心な北海道 ~

		○ 歩行者の優先意識と保護意識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。
		○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。
	→ ///) =	○ 登下校時の安全確保のための関係機関・団体による通学路の安全点検と保護・誘導活動を推進する。
	子供と高齢者の	○ あらゆる機会に高齢者の行動特性を理解した交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動を推進する。
	安 全 確 保	○ 高齢者が個々の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育や高齢者宅への訪問活動等に
		よる交通安全指導を推進する。
~		
交		○ 運流にかり自主風格への支援に関する情報の提供で安全運动が一ト車の普及促進のための広報を発音した推進する。
\		○ 悪質な犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意
通		識の醸成を図る広報啓発活動を推進する。
	飲酒運転の根絶	○ 飲酒疑似体験の交通安全講習や就業前における飲酒状態の点検等の普及活動を推進する。
安		○ 「飲酒運転根絶ロゴマーク」やハンドルキーパー運動の普及に向けて、飲食店や酒類販売店等と連携
		した広報 啓発活動を推進する。
全		○ 速度の出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発活動を推進する。
	スピードダウン	○ 思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。
運	• / / /	○ ドライビングシミュレータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。
~-		○ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動を推進する。
動	シートベルトの全席着用	○ 各種資器材を活用したシートベルト非着用の危険性の認識向上に向けた交通安全教育を推進する。
到	() 「、 // [** // 上/市/目/	
0		
0)		
		○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど居眠り運転事故防止に向けた広報啓発活動を推進する。
重	居眠り運転の防止	○ 交通安全講習、研修会等において居眠り運転防止に向けた交通安全教育を推進する。
		○ 道の駅、コンビニエンスストア等の駐車場を休憩場所に提供する「居眠り運転防止協力店」や観光施
点		設と連携した広報啓発活動を推進する。
		○ 自転車は「車両」であるということの周知を図るための広報啓発活動を推進する。
	ウギギのか人利田	○ 自転車シミュレータや自転車安全利用五則等の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた
	自転車の安全利用	交通安全 教育や広報啓発活動を推進する。
		○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。
		○ 夕暮れ時・夜間の交通事故実態及び危険性を周知し、反射材用品等の着用促進を図る広報啓発活動を
	安全意識の向上	世生する。
	久 王 志 戚 v 尚 工	○ 昼間の点灯を呼びかけるデイ・ライト運動や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を
		世能する。
		1000 「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知する広報啓発活動を推進する。
\vdash	運 動 名	
期	運 動 名 実 施 期 間	春の全国交通安全運動 夏の交通安全運動 秋の全国交通安全運動 冬の交通安全運動 4/6(月)~4/15(水) 7/13(月)~7/22(水) 9/21(月)~9/30 11/13(金)~11/22(日)
刼	夫 爬 朔 囘	(水)
別	セーフティコール	4 / 6 (月) 7 / 13 (月) 9 / 18 (金) 11 / 13 (金)
		新入学 第学期 を迎える 観光・夏型レジャー等で半 夕暮れ時と夜間の高齢は 凍結路面でのスリップ事故
運	田田宝針で十四	子供や活動期に入る自転車利 う事ぬなに、バイクによる事行者・自転車の事ぬな止等 防止等を図るための活動等を
	期別運動の方針	用者の事故方止を図るためのはなり上及び飲酒事。根絶を図を図るための活動等を推進推進する。
動		活動等を推進する。 るための語彙を推進する。 する。
273		○春・秋の運がたおでは、全国交通安全運動推進要綱の運動重点で準じ、必要で応じ北海道・蛤の項目を定める。
	重点項目	○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。
交	飲酒運転根絶の日	7月13日(月) 道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。
通	交通事故死	4月10日 (金) 交通事故死ゼロを目指し、住民集会などの啓発行事や期別運動のセーフティコール
		24-17 CE 27
安	ゼロを目指す日	
全	道民交通安全の日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報毎月15日 政務活動を実施する
の		「古光行動で大地する。
日	自転車安全日	毎月 「「毎月」 「自転車の安全利用と事故坊止を図るため、自転車利用者を対象に進頭管導、啓発活動等を実
等	口书子久土日	第1及0第3金曜日
運	その他の交通安全の日	無事成の月 0/23 排版中のな選挙をの日第に、排成・職権の事情に広じた広報政務活動を事権する。
動	(ペイピックス)世久士97日	(木) 地数は日の文理女主の日寺に、地域・服教の美情に応じた仏教を光活動を美胞する。
		バイクの日 8/19
		(水)
	the man of the	「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報
	持 別 対 策	啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。
		TO THE PROPERTY COME / WO